

学校法人松本学園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松本学園（以下「法人」という。）の寄附行為第35条の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外のものをいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、本学園職員給与規程の「学校法人松本学園 給与・手当等・退職金支給規程」に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員については、無報酬とする。ただし、理事長には別表1の報酬(手当)を、毎月現金または指定された口座に振り込むことにより支給する。
- (2) 非常勤の役員については、報酬を現金または指定された口座に振り込むことにより支給する。
- (3) 退職金の支給については、学校法人松本学園役員退職金支給規程の定めるところによる。

(報酬の額)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2の額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員に対する報酬は、6月1日、12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤の役員に対して、それぞれ基準日から起

算して30日を超えない範囲内において、理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した非常勤の役員についても、同様とする。

(費用)

第6条 非常勤役員には旅費を、その都度、現金または指定された口座に振り込むことにより支給する。

2 非常勤役員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

(細則の制定)

第9条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、理事会の議決を経て、細則を制定することができる。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月6日から一部改正し施行する。

別表1

理事長報酬(手当)

役職名	月額報酬(手当)
理事長	130,000円

別表2

非常勤役員の報酬

役職名	6月	12月	合計
理事	100,000円	100,000円	200,000円
監事	50,000円	50,000円	100,000円